

議案第 1 1 号

京丹後市ふるさと応援寄附金条例の一部改正について

京丹後市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

ふるさと応援寄附金として受領した寄附金の一部について、当該年度においてふるさと納税返礼品の財源に充てることのできるように、
所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例

京丹後市ふるさと応援寄附金条例（平成20年京丹後市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「事業」の次に「その他の必要な経費」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

京丹後市ふるさと応援寄附金条例(平成20年京丹後市条例第43号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市ふるさと応援寄附金条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年9月30日 条例第43号</p> <p>第1条～第3条 (略) (寄附金の管理運用)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、寄附者の意向が反映される事業_____の財源に充てることができる。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>京丹後市ふるさと応援寄附金条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年9月30日 条例第43号</p> <p>第1条～第3条 (略) (寄附金の管理運用)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、寄附者の意向が反映される事業<u>その他の必要な経費</u>の財源に充てることができる。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 4 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第11号 京丹後市ふるさと応援寄附金条例の一部改正につ て	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
------------	---------------------------------------	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> ふるさと応援寄附金として受領した寄附金の一部について、当該年度においてふるさと納税返礼品の財源に充てることができるように、所要の改正を行うものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）													
	<<財源措置の状況>> （単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入） （単位：千円）													
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<<政策等の必要性>> 寄附金の管理運用については、基金により管理及び運用するものとし、市長が必要と認めるときは寄附者の意向が反映される事業に充当することができることを規定している。 今回、この充当先に「その他の必要な経費」を加え、当該年度に受け入れた寄附金の一部を活用したふるさと納税事業の運営を可能とするものである。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> ふるさと納税を通じて、市の魅力発信及び地域産業の支援に資することができる。													
<<提案に至るまでの経緯>> R4.2.7 例規審査委員会	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">総合計画 計画項目</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">30</td> <td style="width: 70%;">行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>					総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）	計画名称		策定年度		計画期間	
総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）												
計画名称														
策定年度														
計画期間														
<<政策等の実施時期>> 令和4年4月1日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
	市長公室	政策企画課	有 ・ 無											